



土 監 発 第 1 0 号
令 和 2 年 3 月 1 8 日

土 浦 市 長	安 藤 真 理 子 殿
土 浦 市 議 会 議 長	篠 塚 昌 毅 殿
土 浦 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	小 泉 光 正 殿
土 浦 市 農 業 委 員 会 会 長	高 橋 弘 一 殿

土 浦 市 監 査 委 員 林 修
同 下 村 壽 郎

令 和 元 年 度 定 期 監 査 結 果 報 告 の 提 出 に つ い て

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 令 和 元 年 度 定 期 監 査 を 実 施 し、
同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 を 次 の と お り 決 定 し た の で
提 出 し ま す。

令和元年度

土浦市定期監査結果報告書（後期）

土浦市監査委員

目 次

[ページ]

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の実施場所及び日程	1
第4	監査の範囲	2
第5	監査の主な着眼点	2
第6	監査の方法	3
第7	監査の結果	3
1	指摘事項	3
2	意見（各部課共通）	3
3	意見（各部課別）	6
(1)	総務部	6
(2)	都市産業部	8
(3)	建設部	10
(4)	消防本部	12
(5)	会計課	12
(6)	農業委員会事務局	12
(7)	選挙管理委員会事務局	12
(8)	議会事務局	13
(9)	監査事務局	13

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

1 総務部

総務課，人事課，管財課，課税課，納税課

2 都市産業部

商工観光課・勤労青少年ホーム，農林水産課，都市計画課，建築指導課

3 建設部

道路課，住宅営繕課，下水道課，公園街路課，水道課

4 消防本部

5 会計課

6 農業委員会事務局

7 選挙管理委員会事務局

8 議会事務局

9 監査事務局

第3 監査の実施場所及び日程

1 実施場所 監査委員室

- 2 日程 令和2年1月30日（木）から同年2月25日（火）まで

第4 監査の範囲

監査の対象ごとに定めた期間における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った。

- 1 総務部，選挙管理委員会事務局及び議会事務局

平成31年4月1日から令和元年11月30日までの期間

- 2 都市産業部，建設部，消防本部，会計課，農業委員会事務局及び監査事務局

平成31年4月1日から令和元年12月31日までの期間

第5 監査の主な着眼点

- 1 歳入

- (1) 調定の時期及び手続は適正か（調定漏れ，遅れなど）。
- (2) 調定の繰越（前年度収入未済額の繰越）はなされているか。
- (3) 収納の事務処理は適切か（納入通知書の発行等）。
- (4) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- (5) 収入未済額の有無
- (6) 過誤納金の還付手続は適正か。

- 2 歳出

- (1) 違法若しくは不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (2) 流用・充用の事務処理は適正か。
- (3) 前渡資金及び概算払金の保管及び精算は適正か。
- (4) 委託料，工事請負費等について，契約書等関係書類は整備され，内容は適正か。
- (5) 委託料，工事請負費等について，算定根拠は合理的な基準に基づいているか。
- (6) 委託料，工事請負費等について，随意契約理由，業者選定，発注方法は適正か。
- (7) 委託料，工事請負費等について，完了（完成）等の検査は確実に行われて

いるか

- (8) 補助金について、交付要項、申請書、起案書等は整備されているか。
- (9) 補助金について、算出は合理的な基準に基づいているか。
- (10) 補助金について、交付決定は適正か。
- (11) 補助金について、実績報告及び交付確定は適正か。

3 財産

- (1) 収納金、釣銭等の現金及び通帳等の保管は適正か。
- (2) 金券等の保管及び取扱いは適正か。
- (3) 公用車の管理は適正か。

4 行政一般

- (1) 時間外勤務の実施状況は適切か。
- (2) 公印使用簿、文書発送簿・收受簿、旅行命令簿の処理は適切か。
- (3) 事務決裁規程に基づき適正な事務処理を行っているか。

第6 監査の方法

令和元年度（令和元年11月30日又は同年12月31日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかについて、事前に関係帳簿、証書類等を検査し、当日関係職員から説明を受け監査を実施した。

第7 監査の結果

各部課等における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の事項を除き適正であると認められた。

なお、指摘事項（監査の結果であって、監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるものをいう。）及び意見（監査の結果の他、組織及び運営の合理化に資するために、監査委員が特に言及することが必要と判断するものをいう。）については、次のとおりである。

1 指摘事項

特に指摘すべき事項は認められなかった。

2 意見（各部課共通）

- (1) 予算の執行については、今般の厳しい財政状況に鑑み、無駄な執行はない

かなど費用対効果やその必要性を十分精査することはもとより、効率的な執行と適正な事務処理に努められたい。特に調定及び徴収事務においては、時期の遅れや不備などが無いよう適正に処理されたい。

- (2) 歳入・歳出に係る伝票その他の文書の事務処理に当たっては、必要事項の記載や押印について遺漏のないよう適正に処理されたい。
- (3) 各種収入未済額については、市民等の公平・公正な負担の原則に基づき、今後ともその解消に努められたい。未収金の徴収事務に当たっては、対象者ごとに債権管理簿等を整備し、これに交渉内容等を逐次記録するなど、債権管理の適正を確保されたい。
- (4) 各種補助事業においては、補助申請から実績報告に至るまでの提出書類の審査等を適切に行うとともに、事業の成果の検収により補助金の公益性及び必要性について検証されたい。検証の結果、改善が必要と判断された補助事業については、補助金等検討委員会の意見も踏まえ、その見直し・充実・整理統合を検討されたい。
- (5) 個人情報を取り扱う所属においては、正職員はもとより非常勤職員等に対しても、その取扱いについて十分注意されるよう指導を徹底されたい。
- (6) 金銭、金券等については、耐火金庫、ロッカーなどの施錠ができる場所で厳重に保管するとともに、必要以外の場合には保管場所の施錠を心掛け、責任者がその鍵を適正に保管するなど、管理体制の一層の徹底を図られたい。
- (7) 各所属において保有する公印については、施錠ができる場所で厳重に保管し、市長印その他の公印を含め、その使用及び公印使用簿への記載については、所管の規則等の規定にのっとり、適正な管理運用を図られたい。
- (8) 備品台帳については、来年度からこれまでのエクセル管理に代わり、備品管理システム(仮称)として運用されることが検討されているところである。新たなシステムには、現行の「備品台帳(副本)」のデータに基づく各所属からの報告を集約した「備品台帳(正本)」のデータが反映されることから、引き続き、「備品台帳(副本)」に登録漏れ、処理漏れ、記載の誤りなどが無いよう適正に管理されるとともに、過去に取得した備品の現況についても確認されたい。
- (9) 各所属において作成し、又は取得した文書の保管・保存については、これらの文書が、市情報公開条例における「情報」に該当し得るものであること

に留意され、文書取扱規程に基づく適切な処理を心掛けられたい。特に文書の保管に当たっては、決裁後の速やかなファイリング処理を心掛け、くれぐれも登録漏れが生じることのないよう十分注意されたい。

- (10) 公の施設を指定管理者に管理させている場合は、当該施設が基本協定書や仕様書等に基づき適正に管理運営されるよう、当該指定管理者を監督されたい。
- (11) 業務委託、工事請負等の契約において、特定の1者のみを選定する特命随意契約による場合には、「災害等の非常事態」などの正当な理由が必要とされることから、正当な理由なく特命随意契約とすることのないよう慎重かつ厳正に行われたい。
- (12) 特命随意契約（緊急の場合を除く。）を予定する場合には、契約予定者から提示される見積価格を他者と比較できないことから、予算要求の段階から、積算内訳書、契約予定者とのヒアリング、他の自治体における同種契約、社会通念等により積算根拠の検証に努めるなど、見積価格の妥当性について十分検証された上で契約手続を進められたい。
- (13) 業務委託契約（特に担当課契約）においては、仕様書に記載される委託の内容は、適正な見積額を算定するために必要不可欠な情報であり、完了検査の際には正確な判定のよりどころとなるものであることから、適正かつ優良な契約の履行を確保するため、必要な内容を漏れなく網羅した仕様書の作成を心掛けられたい。
- (14) 業務委託契約の完了後には、その契約の種類や内容に応じ、業務の履行の確認に必要な手法を用いることにより厳正公平な検査を心掛けられたい。特に担当課契約の検査職員は、適正な履行を確認するために必要な作業（現場確認、報告書類の提出要請等）を行わずに業務完了届の收受のみで完了検査を済ませてしまうことのないよう十分注意されたい。
- (15) 業務委託契約書を担当課において独自に作成・使用する場合には、市の契約規則に定める契約書の記載事項に関する規定などを十分確認の上、遺漏のないよう運用されたい。契約事務に係る諸費用を市が負担する条件で契約を締結する場合で、収入印紙代についても市が負担するときは、収入印紙の貼付漏れや消印漏れがないよう、適正な処理を心掛けられたい。
- (16) 修繕料を執行する場合において、当該修繕に緊急性がなく、複数業者による対応が可能で、執行額が10万円以上になる見込みの案件については、工

事や委託契約の場合と同様、見積合わせを行うよう心掛けられたい。

(17) 職員の長時間労働の是正を図るため、今年度から時間外勤務の上限が原則月45時間以内、年360時間以内とされたことから、他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務）の比重が高い部署に属するなどのやむを得ない理由がある場合を除き、時間外勤務が上限時間を超えることのないよう業務に取り組みられるとともに、一部の特定の職員に過度な負担がかからないよう、所属内における業務の配分には十分配慮され、効率的な業務の遂行を心掛けられたい。

(18) 事務決裁において専決により処理する場合には、それぞれの訓令に定める専決事項に対する専決区分を誤ることのないよう十分注意されたい。また、代決及び代決後の後閲又は報告事務についても適正に行われたい。

3 意見（各部課別）

(1) 総務部

総務課

- ・ 公文書書庫移転事業については、書庫の移転先である旧宍塚小学校校舎に教育相談室も移転されていることから、関係各課との連携を密にし、それぞれの施設の財産区分を明確にされるなど、施設の管理に係る事務手続に遺漏のないよう適切に対応されたい。
- ・ 地域防災対策整備事業については、昨年発生した台風による被害及び被害への対応に関する情報や経験を今後の取組に活用されるとともに、引き続き防災・減災対策の充実を図られたい。
- ・ 地域改善対策住宅新築資金等貸付金の未償還金については、長期にわたり償還がみられない案件もあることから、引き続きその解消に向け粘り強く交渉に取り組みられるとともに、対象者の状況把握など適正な債権管理に努められたい。
- ・ 財務会計の事務において、二重調定や支払遅延など複数の処理の誤りがみられたことから、再発を防止するため課内におけるチェック体制を強化されたい。

人事課

- ・ 職員の採用及び配置については、将来の職員構成などを見据えることはもとより、各所属における時間外勤務の実態も踏まえ、計画的かつ適正に対応されたい。
- ・ 各所属における職員の時間外勤務の実施状況について、一部の所属におい

て職員の過重な業務負担の実態がうかがえたことから、このような所属に対しては、「時間外勤務の適正化に向けた取組方針」に基づき、当該所属の取組について支援されたい。

- ・ 職員の心身の健康の維持に向け、定期健康診断、メンタルヘルス事業、ストレスチェック事業などの取組については、引き続きその充実に努められたい。
- ・ 自治体間の競争の中で本市が生き残るためには、本市の特色を生かした施策につながる職員の発想力や積極性が不可欠であることから、特にこれからの時代を担う若手職員の育成においては、このような観点からの職員研修の実施についても検討されたい。
- ・ 財務会計の事務において、契約書中の記載や支出帳票の金額など複数の処理の誤りがみられたことから、再発を防止するため課内におけるチェック体制を強化されたい。

管財課

- ・ 各所属で保管している契約書類（管財課契約分）の一部に公印の押印漏れ及び日付漏れが確認されたことから、再発を防止するため課内におけるチェック体制を強化されるなど今後の契約書の作成事務においては慎重を期され、遺漏のないよう確実に処理されたい。
- ・ 公有財産貸付料の収入未済額については、引き続きその解消に努められるとともに、適正な事務処理を心掛けられたい。
- ・ 契約案件のうち特に高額で定例的な委託業務については、各課において常に業務仕様の見直しなどの改善が図られ、これにより全庁的に歳出削減が期待できるような指導、助言又は仕組み（例えば、契約業者とのヒアリングや実施業務のチェックを適宜行うことにより不明な点や問題点を洗い出し、これにより業務仕様を見直すこと、さらにこれらの情報を各課に提供するような水平展開を行うことなど）を検討されたい。

課税課

- ・ 今年度、受給者総人数3人以上の事業者に対する特別徴収義務者（事業所）の指定が完全実施となったことから、特別徴収未実施の事業所に対しては、速やかな実施に向けた働きかけを行われるとともに、特別徴収税額の納期の特例制度についても、より一層の周知を図られたい。
- ・ 職員の時間外勤務の実施状況から、特定の業務に従事する一部の職員の過重な業務負担の実態がうかがえたことから、「時間外勤務の適正化に向けた取組方針」に基づき、効率的な業務の遂行、所属職員の業務配分の見直し、所属内の協力体制の構築などにより、引き続き事態の改善に取り組まれたい。
- ・ 特に高額で定例的な特命随意契約の委託料や特定団体への負担金については、費用対効果を検証されるとともに、歳出削減に向けた取組や工夫について

でも検討されたい。

- ・ 土浦市たばこ販売組合補助金については、補助金等検討委員会からの提言を踏まえ、当該補助金の目的、意義、効果等を十分検討され、その結果に基づき適正に対応されたい。

納税課

- ・ 対象期間（11月末現在）における収入率（収納率）は、前年同時期に比べ、市税で1.7ポイントの上昇、国民健康保険税で0.5ポイントの上昇、介護保険料で1.5ポイントの上昇、後期高齢者医療保険料で0.2ポイントの低下となっている。前年同時期に比べ、休日や夜間の納税相談件数や差押件数が伸びており、滞納整理に積極的に取り組まれている状況が確認された。今後も納税者等に対し口座振替やコンビニ納付を案内するなど、引き続き自主納税等の推進に向けた取組を行うとともに、必要に応じ滞納処分を行うなど、収入率（収納率）の向上に向けた施策の実施に努められたい。
- ・ 市税等コールセンター業務委託においては、契約業者の職員が業務を履行する上で多くの納税者の個人情報に接することになることから、当該情報が漏洩することのないようその管理については徹底されたい。
- ・ 貸与品台帳への記載については、不備がないよう適正に整備されたい。

（2）都市産業部

商工観光課

- ・ わくわく茨城生活実現事業については、全県的な広域事業であることから、国、県、関係機関・団体と連携しながら、市への移住及び新規就業を促進させることにより、定住人口の増加と地域経済の活性化に寄与されたい。
- ・ 中心市街地開業支援事業については、空き店舗の改装費の一部についても補助対象とされることになった。引き続き、市民や事業者等の起業機会を創出することにより、活力にぎわいのあるまちづくりに寄与されたい。
- ・ 水郷筑波サイクリング環境整備事業については、引き続き関係自治体や関係各課との連携を図りながら、交流人口の拡大と地域経済の活性化の推進に寄与されたい。
- ・ 第88回土浦全国花火競技大会開催事業については、前回に続き事故が発生してしまったことから、それぞれの事故原因についての検証結果を踏まえ、今後の開催に向けて実行委員会、市、参加業者等の関係者が一丸となって事故の再発防止に取り組まれるなど、安全確保のための対策を徹底されたい。
- ・ 特に高額で定例的な特命随意契約の委託料や特定団体への負担金については、費用対効果を検証されるとともに、歳出削減に向けた取組や工夫についても検討されたい。
- ・ 土浦市商業近代化事業補助金の未返還金については、引き続き今後の対応

策について検討を進められたい。

- ・ 市は土浦都市開発株式会社の筆頭株主であり、その所管課として、同社の事業活動が出資目的にかなっているか、財務状況が適正であるか、他の株主の状況はどのようになっているかなどについて注視する責任があることから、法令で認められている正当な株主の権利について正確に認識されるとともに、必要に応じこれを行行使されたい。
- ・ 補助事業に係る事務の遂行に当たっては、各団体等の実施する活動内容の審査において、補助金の使途の適正や補助額の妥当性などについて十分確認することはもとより、補助目的の達成状況についても検証されたい。

勤労青少年ホーム

- ・ 中小企業に働く青少年の利用者数の増加に向けて、魅力のある講座の開講やPRを心掛けられたい。
- ・ 施設が老朽化していることから、利用者が安心・安全な施設として利用できるよう適切な維持管理に努められたい。
- ・ 今後の施設の在り方については、条例で定める設置目的、施設の利用状況、施設の維持管理の状況などを踏まえ検討されたい。

農林水産課

- ・ 土浦ブランドアッププロジェクト推進事業については、現在土浦ブランドに認定されている32品目のうち、第1期認定品について認定期間の更新時期を迎えるところであることから、これまでの取組による事業効果（農林水産業の活性化や地域経済の好循環がもたらされているかなど）について検証されたい。
- ・ 一般地帯土地改良事業については、木田余地区の農道整備並びに常名地区及び西真鍋地区のかんがい排水事業が実施されているところである。引き続き営農効率を高める取組により農業経営の安定に寄与されたい。
- ・ 花き優良種苗導入資金の貸付については、今年度申請実績がなく、その見込みも低いことから、今後の制度や事務の在り方について検討されたい。
- ・ 宍塚大池の違法建築物に係る訴訟費用及び建物収去費用並びに水路使用料の収入未済額については、その解消に向けた請求手続及び適切な債権管理を継続されたい。

都市計画課

- ・ 協働のまちづくりファンド事業については、基金のうち民間都市開発推進機構拠出金分の活用について、当該機構とのより効果的な方策の協議が進められているほか、事業者に対するファンドの利用の働きかけを行っていることが確認された。引き続き市民に対する事業の周知に努められるとともに、事業の展開に効果的な方策の検討を継続されたい。

- ・ 亀城モール整備事業については、亀城モール整備工事（Ⅰ期）の完了を受け、Ⅱ期工事の実施に向け引き続き粘り強く用地交渉に当たられるなど、計画的に整備を進められたい。
- ・ まちなか定住促進事業については、中心市街地における活力とにぎわいのあるまちづくりに寄与することを目的とするものであるが、今年度はまちなか住宅転用補助が追加された一方で、賃貸住宅家賃補助及び住宅購入補助に係る補助要件が変更されたことから、定住促進による事業効果の分析を継続され、その有効性について引き続き検証されたい。
- ・ 土浦港周辺広域交流拠点民間事業者誘導事業については、事業者へのヒアリングを終え、公募に向けた準備を進めているところである。市有地の有効活用について民間活力を導入して観光拠点を整備することにより、中心市街地の活性化及びにぎわいの創出を目的とする新規事業であることから、今後も計画的に進められたい。

建築指導課

- ・ 公用車の車検の際に資金前渡された重量税相当額について、当該費用が不要であることが判明したにもかかわらず、速やかな精算処理がなされずに長期間課内の金庫に保管されていたことが確認されたほか、財務会計の事務において、契約書の一部に記載漏れや支出帳票の日付の誤りなど複数の処理の誤りがみられたことから、金銭や契約書の取扱いについては今後十分注意されるとともに、再発を防止するため課内におけるチェック体制を強化されたい。
- ・ 公印使用簿に記載された押印数と実際の押印数との違いや、公印使用簿への記載漏れなどの事務処理の誤りがみられたことから、今後は公印使用簿への適正な記載を徹底されたい。

(3) 建設部

道路課

- ・ 道路新設改良事業、橋梁耐震対策事業／橋梁長寿命化修繕事業については、今後も計画的に整備を進められたい。
- ・ 道路占用許可事務に係る専決について、起案書における専決権者が土浦市事務決裁規程で定める専決権者と合致していないことから、当該事務の内容を精査され、整合性がとれるよう運用を見直し、又は規程を改正されたい。
- ・ 道路の一般補修工事については、予定価格が130万円以下の随意契約として複数業者による見積合わせを経て契約しているケースが多いが、緊急性が求められるなどの特段の支障がない場合であって、複数の工事案件をまとめて発注することが可能なときは、入札方式の採用を心掛けられたい。

住宅営繕課

- ・ 市営住宅については、老朽化している住宅もあることから、今後も入居者が安心・安全な住居として生活できるよう適切な維持管理に努められたい。
- ・ 住宅使用料、駐車場使用料及び敷地貸付料の収入未済額については、引き続き粘り強くその解消に努められたい。
- ・ 委託料及び修繕料の契約において、一括発注が可能ではないかと思われる案件が一部みられたことから、同種で同時期に実施する案件が複数生じている場合は、緊急性が求められるなどの特段の支障がない限り一括発注を心掛けられたい。

下水道課

- ・ 公共下水道雨水排水路整備事業、公共下水道（汚水）整備事業、都市下水路整備事業／小規模排水路整備事業については、今後も計画的に整備を進められたい。
- ・ 下水道使用料及び下水道受益者負担金並びに農業集落排水事業受益者分担金及び農業集落排水施設使用料の収入未済額については、引き続きその解消に努められるとともに、適正な事務処理を心掛けられたい。
- ・ 来年度の下水道事業の地方公営企業法へのスムーズな適用移行に向け、今後必要となる諸々の準備手続については、遺漏のないよう万全を期されたい。
- ・ 貸与品台帳への記載については、不備がないよう適正に整備されたい。
- ・ 委託料及び工事請負費の契約の起案書において、決裁日の記入漏れや決裁日が鉛筆で記載されているものが散見された。文書の作成においては適正な処理を心掛けられたい。

公園街路課

- ・ 常名虫掛線街路事業、神立停車場線街路事業、田村沖宿線延伸道路整備事業、荒川沖木田余線（Ⅰ期）整備事業については、今後も計画的に整備を進められたい。
- ・ 都市公園使用許可事務に係る専決について、起案書における専決権者が土浦市事務決裁規程で定める専決権者と合致していないことから、当該事務の内容を精査され、整合性がとれるよう運用を見直し、又は規程を改正されたい。

水道課

- ・ 排水管施設整備事業／老朽管更新事業については、順調に発注がなされ、ほぼ計画どおり進捗しているところであるが、耐用年数を経過した配水管（総延長）については今後も増加することが見込まれていることから、利用者に安心・安全な水道水を安定的に供給するため、引き続き計画的に更新工事を進められたい。

- ・ 水道料金の収入未済額については、引き続きその解消に努められたい。
- ・ 委託料及び工事請負費の契約締結伺及び入札調書において、決裁日の記入漏れが散見された。文書の作成においては適正な処理を心掛けられたい。
- ・ 量水器交換業務については、業者に依頼している事務の内容に沿った予算科目の見直しや業務仕様書の作成を検討されるとともに、当該業務で使用する切手については精算処理を確実に行われたい。

(4) 消防本部

- ・ 消防団車庫整備事業については、今年度は第15分団の既存車庫が解体され、新たな車庫が整備されているところである。今後も消防体制の充実・強化を図ることにより、安心・安全なまちづくりに寄与されたい。
- ・ 財務会計の事務において、二重調定や調定漏れなど複数の処理の誤りがみられたことから、再発を防止するため本部内におけるチェック体制を強化されたい。
- ・ 時間外勤務の実績から、各署の職員の一部に業務の負担が集中している状況が確認されたが、近年災害による対応件数も増加傾向にあることから、今後の勤務体制等を改善する工夫を検討されるとともに、引き続き職員の健康管理・体調管理に努められたい。

(5) 会計課

特になし

(6) 農業委員会事務局

- ・ 本市の農業の担い手への農地集積率は23%で、県内の34%、全国の56%に比べて大きく下回っていることから、農地中間管理機構や農林水産課とも密接な連携を図りながら「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」及び「新規参入の促進」による農地等の利用の効率化及び高度化の促進に努められたい。

(7) 選挙管理委員会事務局

- ・ 11月の市長選挙における投票率は、前回に比べ8.93ポイント増加し37.35%となったものの、4月の市議会議員一般選挙における投票率は43.43%（前回比5.00ポイントの減少）、7月の参議院議員通常選挙における投票率は43.88%（前回比4.73ポイントの減少）で、全体的に選挙の投票率が低迷していることが確認された。引き続き有権者が投票し

やすい環境づくりや広報活動の充実など，有権者の投票行動や意識の向上に結びつく方策について研究・検討を進められたい。

(8) 議会事務局

特になし

(9) 監査事務局

特になし